

生徒心得

本校教育の大指標、校訓「藤園の紳士・淑女」に基づいて、生徒一人ひとりが、日々学習や運動にいそしみ、日常生活を有意義に過ごすための指針として、ここに生徒心得を定める。

1 学校生活

1 登下校について

- (1)交通ルールを守り、交通事故に留意する。また、交通マナーを守り、他人の迷惑にならないようにする。
- (2)南門を利用する生徒は、歩道板を歩く。(運動場を横切らない)
- (3)8時5分までに生徒昇降口を通過し、8時15分までに着席して朝読書ができる余裕のある登校を行う。
- (4)生徒昇降口では、下靴、上靴入れの場所を区別する。靴には記名をしておく。
- (5)部活動の道具(エナメルカバンなど)は部室に置いておく。(使用したら部室の鍵は、閉めておく。)
- (6)教室に入ったら、学習道具を机に入れ、カバンは後ろのボックスに、サブバックは窓側のフックに整頓して置く。
- (7)遅刻して登校したときは、職員室で遅刻カードを記入し、教室に入る。
- (8)通学は、徒歩・電車・バスとする。自転車の通学は認めない。

2 校内生活について

1 朝読書 授業

- (1)朝読書の時は私語をしない。
- (2)チャイムが鳴る1分前に着席し、教科書等を机の上に出しておく。
- (3)チャイムが鳴ったら、『黙想(号令)』、『やめ(担当教員)』、『起立、気を付け、礼、着席(号令)』の号令は学級委員または号令係が元気良く行う。
- (4)開始のあいさつ『お願いします』を全員で元気良く行う。終了のあいさつ『ありがとうございました』も同様。

2 休み時間

- (1)次の授業の準備をする。次の授業の始まりのチャイムが鳴る1分前までに着席する。特別教室・体育館・運動場で行われる授業もチャイムがなるまでに着席完了、整列完了する。
- (2)自分のクラス以外の教室には入らない。
- (3)廊下や階段等に座ったりしない。校内では大声を出したり、走り回ったり、暴れたりしない。
- (4)トイレは、原則指定された場所を利用する。
- (5)移動教室の際や特別な事情がある場合以外は、他学年のフロアには行かない。
- (6)気分が悪い時には、必ず次の授業者もしくは担任に伝え、保健室来室カードに記入をしてもらってから保健室へ行く。
- (7)職員室に用がある時は、『〇年〇組の〇〇です。〇〇先生に用があります。入ってもよろしいですか』と言い、許可を得て入室する。なお、その際は、カバン等は廊下に置いてくる。
- (8)昼休みについて
○図書室・運動場・体育館(体育委員会計画)の利用は可。

3 給食 掃除

- (1)当番は、帽子・エプロン・マスクを着用して、クラスごと整列して、プラットホームへ行く。
- (2)基本的に、給食中は教室から出ない。
- (3)掃除時間は私語をせず、無言清掃に取り組む。
- (4)始まり、終了の時刻を守る。掃除は、終わりのチャイムが鳴るまでしっかり行う。

4 帰りの会～下校

- (1)日直(係り)が司会をし、明日の連絡を確実に行う。
- (2)帰りの会が終了したら、速やかに下校する。他教室横の廊下で待ったりはしない。
- (3)下校の際は、交通ルールとマナーを守る。店舗等への出入りはしない。

5 その他

- (1)学習や授業に関係のないものは、持ってこない。
 - ①「携帯電話・スマートフォン」の持ち込みは要相談。(どうしても必要な場合は、登校後に職員室で預かる)
 - ②「日焼け止め」は家で塗ってきて、学校には持ってこない。(必要な場合は許可を得る)
 - ③「リップクリーム」は、無色・無臭のものを使用すること。
 - ④「制汗剤・制汗シート」は無香料タイプのもののみ使用可とする。※その他、個別の事案については、学校に相談すること。
- (2)水筒は使用可。中身は、お茶もしくは水とする。
- (3)自分の持ち物には必ず学年・氏名を記入する。
- (4)校舎内外の公共物に傷をつけたり、破損したりした場合は、担任・担当の先生に届け出る。
- (5)屋上につながる階段は上らない。
- (6)校内で手紙のやりとり、物や金銭の貸し借りはしない。
- (7)来客用スリッパ・学校の電話は、使用しない。緊急の場合は、先生の許可を得て使用する。
- (8)お金は必要ときだけ持ってくる。納入金は、登校したらすぐに、事務室の所定の場所や担当の先生に出す。
- (9)登校以降、学校外へ出ない。必要のある場合は、保護者・本人から担任に申し出る。
- (10)学校内では名札を着用する。予備名札もない場合は、簡易の名札をつける。
- (11)下校時刻(学活終了20分後)を守り、居残りをする場合、先生の許可を受ける。

3 届出及び許可について

- 欠席、遅刻、早退の場合は、7時30分から8時00分までに保護者から確実に連絡をしてもらう。体育授業の見学、忌引きなどの届出はスクールライフ所定の欄に理由を記入し、保護者印を押印の上、担任か担当の先生に届ける。

II 校外生活

- 「熊本市中学校生活の申し合わせ事項」に則り、藤園中学校生徒としての誇りを持って、節度のある行動、態度を心がける。
- 午前中授業等で早く下校する際は、16時00分まで自宅学習の時間とする。
- 休みの日の外出時間は、原則9時00分から日没までとする。(部活動の場合は別途計画)

服装・身なりのきまり

1 服装は清潔なものを用い、登下校は原則として制服とする。

2 次のとおり、服装を定める。

(1) 共通項目

- ・ 本校指定の名札を着用する。※登下校時は、防犯のためはずす。(教室保管)
- ・ 下着は原則として無地で派手でないものとし、柄は小さなワンポイントまでとする。
- ・ 変形の制服(改造したものや長すぎるもの・短すぎるもの)を着て登校した場合は、規定の制服に着替えてから授業を受ける。
- ・ 着用期間は、別途連絡をする。

(2) 学生服

①冬服

- ・ 標準マーク入りの学生服を着用する。学生服の下には白のカッターシャツを着る。
- ・ ズボン、ウエストにあったものを着用する。
- ・ ベルトは、穴があいていて止める種類のものを使用する。(派手なものは着用しない)
- ・ 厳寒時は、派手でない手袋・ネックウォーマー、カッターシャツの上にセーター、トレーナー(紺・茶・白・黒・グレー)を許可する。

②夏の服装

- ・ 白の半そでの開襟シャツ、またはカッターシャツを着用する。

③中間服

- ・ 白の開襟シャツまたはカッターシャツを着用する。

(3) セーラー服

①冬服

- ・ 規定の制服を着用する。
- ・ 紺色のリボンを着用する。
- ・ スカートの丈は膝がかくれる長さとする。(膝立ちして床につく長さが基準)
- ・ 厳寒時は、派手でない手袋・黒色のタイツ・ボックスコート・ネックウォーマーの着用を許可する。中にセーター、トレーナー(紺・茶・白・黒・グレー)を着る際は、学生服の裾から見えるような着方をしない。ボックスコートは、登下校時のみ着用し、昇降口で着脱する。体調がすぐれない生徒の教室内での着用は、保護者でその旨をスクールライフに記入し、担任の許可を受ける。

②夏服

- ・ 規定の半そでセーラー服を着用する。

③中間服

- ・ 白の丸襟ブラウス・ジャンパースカートを着用する。

3 通学靴、靴下、上履きについて

- ・ 通学用靴は白色のひも(白)付きのランニングシューズとする。(体育の授業で使用できるもの)
- ・ ソックスの色は(白・黒・紺)とし、くるぶしが完全に隠れる長さから膝下までとする。(通常のスクールソックス)
- ・ 通学靴、上履きのかかとを踏まない。
- ・ 指定の学年色の上履きを使用し、組数をつま先の部分に、名前をかかたに書く。

4 身なりについて

- ・ 清潔な髪型とする。不自然・奇抜な髪型(特徴的に長いものや段カット・剃ったもの・極端なシャギー・ちょんまげ等)はしない。
- ・ 前髪は、目にかからないようにする。目にかかるようであればピンでとめて目にかからないようにする。また、後ろの髪は、肩に触れるようであれば、ゴム(黒・紺・茶)で結んで束ねる。細かく編んだりしない。
- ・ 整髪料は使用しない。染めたり、脱色したりしない。パーマ(ストレートパーマ等も含む)はしない。
- ・ 化粧品(アイプチも含む)アクセサリ(ピアスも含む)類は使用しない。持ってこない。
- ・ ボタンはきちんととめる。シャツは出さない。
- ・ 眉毛は揃えたり剃ったりしない。

5 カバン、サブバッグ

- ・ 指定のものを正しく使用する。
- ・ カバンには何もつけない。(お守りは1つまで可。)
- ・ カバンに収まらないものは、サブバッグに入れる。
- ・ サブバッグに収まらない場合は、さらに部活動で使用するバッグの使用も可。(部活用具は朝から部室におく。)
- ・ カバンは、身体や安全面を考えて、両肩に掛ける。ひもを長くして、さげすぎない。